

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、人格にも影響し、人生を変えるものとなる。本校は、キリスト教主義教育を基盤として、精神、知性、身体、社会性の均整のとれた成長を育むことを理念とし、一人ひとりが神から創られたかけがえのない存在であることを日々の学校生活の中で伝えている。高等課程表現・コミュニケーション学科・国際学科両学科の教育方針・スクールモットー「神様から与えられたすべての命を大切にする」「違いを認め合って共に生きる」「Celebrate our differences」「Respect yourself and others」「Think before you act」があり、すべての教育活動の目標にしている。生徒たちに安心できる環境を提供し、互いに尊重しあえる関係を築くため、HRだけではなく授業、学校行事を通してそれらに取り組む。また生徒が一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を受け、「いやだ」と感じたことは、人権に関わる行為として学校側が真摯にかつ早急に対応する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的、形式的に行なうことなく、いじめられた生徒の立場に立って行なうことが必要である。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省に基づく

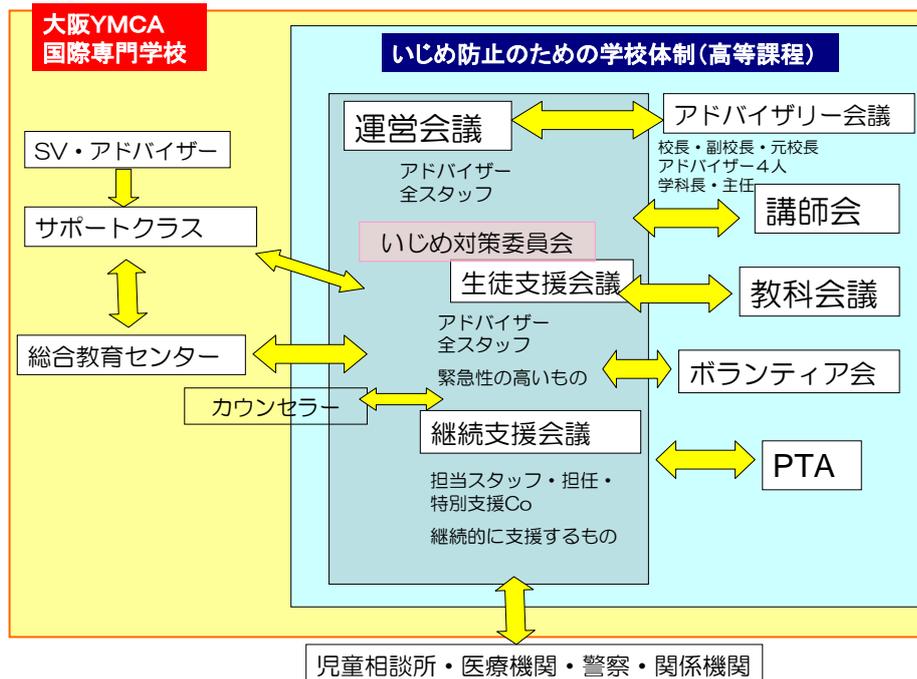
3. いじめ対策のための組織

(1) 本校は、人権に関わることの解決のためにいじめ対策委員会を置く。

いじめ対策委員会は、週に1度行っている生徒支援会議（不登校やメンタルケア、さまざまな支援・問題解決を要する生徒たちのサポートや緊急課題に取り組む会議）に副校長・校長をいれたメンバーで構成される。

(2) 構成員

スタッフ全員（校長、副校長、主任、各担任、特別支援教育コーディネータ）、アドバイザー、必要に応じて養護教諭、カウンセラー



4. いじめ未然防止のための取組

(1) キリスト教主義教育

- ・礼拝、聖書の時間、また行事等での祈りを通して、一人ひとりが神から創られたかけがえのない存在であることを学ぶ。
- ・神の御心に叶う平和な世界を一人ひとりが創っていくことを意識させる。

(2) 教育方針・スクールモットーの徹底

表現・コミュニケーション学科の教育方針「神様から与えられたすべての命を大切にする」「違いを認め合って共に生きる」、国際学科のスクールモットー「Celebrate our differences」「Respect yourself and others」「Think before you act」を日常生活の中で徹底し、具体的に形に表れるようにする。

(3) 学級活動・行事の取組

- ・生徒に対し、教職員は受容的、共感的態度で接する。
- ・いじめに向かわない態度・能力を育成するため、オリエンテーション、HR、行事等で仲間作りを意識的に行う。生徒が多様性を受入れ、互いに尊重できる安心できる環境を提供する。グループワークにより、生徒間の人間関係構築を促進させる。人を傷つける言葉などは毅然として徹底的に正す。

(4) 自己肯定感の向上にむけて

- ・生徒一人ひとりの自己肯定感の向上をめざす。学校生活を通して、役割を担う機会を創出し、ボランティア活動を推進する。

(5) わかる授業・達成感のある授業

- ・わかる授業・達成感のある授業をめざすために、少人数制、習熟度別クラスを設置する。スモールステップから成功体験ができる機会とする。
- ・授業に「コミュニケーション」「SST」「演劇」「MUN（模擬国連）」などコミュニケーション能力や人間関係の重要性を学び、実践できる科目を導入する。

(6) 教職員のチームビルディングとケア

- ・平時の教職員同士のネットワークがとれるよう、常に協力体制をとり、生徒の情報交換・支援を行なうため、毎朝の会議や生徒支援会議を活用している。
- ・教職員のチームビルディングをはかるため、毎月1回運営会議を実施し、人権に関わる案件や生徒の課題など一丸になって取組めるチームをめざしている。
- ・教職員自身のメンタルヘルスケアに取り組む。

(7) YMC A総合教育センターとの連携

併設するYMC A総合教育センターの特別支援教育士スーパーバイザー、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家と連携し、日常的に相談できるようにする。

(8) 家庭との連携

家庭への日々の連絡・個人面談等を丁寧に行い、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

5. 早期発見

いじめやの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを恥ずかしい、もしくは親に心配をかけたくないと考えたり、いじめの拡大を恐れるため大人に相談できないことが多い。そのような場合、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員は生徒の変化、隠れているいじめの構図に気づく感性、洞察力、問題意識、そのことに向かう行動力が求められる。

(1) 日常の観察・発見

- ・授業・休憩時間・クラブ活動・保健室等さまざまな教育活動の中で、教職員・ボランティアで生徒たちを見守り、観察し、いじめの芽を見逃さない。
- ・生徒が日常話すことに真摯に耳を傾け、問題を見過ごさない。
- ・クラスで行なう「心のスケール」、機会に応じて実施する「振り返り」で生徒がだす小さな変化や危険信号を見過ごさない。
- ・生徒には「大人に相談することは、ちくることではない」と日常的に伝え、困ったら大人に相談することを薦める。

(2) 情報交換

- ・ 気になる点は、教職員で報告しあう。必要があれば朝の会議、週1回の生徒支援会議であげる。担任は複数制にしているが、一人でかかえない。
- ・ ボランティア日誌・毎週の教科会議でも生徒情報について耳を傾ける。
- ・ 保健室・カウンセラー・特別支援コーディネータとも密に連絡をとる。
- ・ 保護者とも些細なことでも連絡をとりあえる関係を築く。

6. いじめへの対応

